

— 平成29年度 事業報告書 —

(一社)九州貸切バス適正化センター

1. 巡回指導までの経過

平成 29 年 4 月 19 日	設立総会及び理事会(代表理事:原 重則)
平成 29 年 4 月 28 日	「(一社)九州貸切バス適正化センター」設立
平成 29 年 5 月 30 日	「一般貸切旅客自動車事業適正化事業実施機関」 として指定を受ける
平成 29 年 7 月 3 日	平成 29 年度第 1 回理事会
平成 29 年 7 月 20 日	平成 29 年度第 1 回適正化事業諮問委員会
平成 29 年 8 月 1 日	平成 29 年度負担金の請求書発送(350 件) <全事業者より納付完了 —2,247 万円>
平成 29 年 8 月 23 日	巡回指導開始
平成 30 年 3 月 2 日	平成 29 年度第 3 回理事会
平成 30 年 3 月 14 日	平成 29 年度第 2 回適正化事業諮問委員会
平成 30 年 3 月 31 日	適正化センターの巡回指導件数 56 件の事業計画に 対し、62 件の巡回指導を実施 バス協会 (長崎:7 件、熊本:9 件、大分:5 件、 宮崎:6 件を委託) 27 件

2. 巡回指導の実施

(1) 実施件数

	事業計画(平成30年3月末日まで)			実績(平成30年3月末日まで)		
	適正化センター	バス協会	計	適正化センター	バス協会	計
福岡	29	—	29	33	—	33
佐賀	5	—	5	7	—	7
長崎	2	7	9	2	7	9
熊本	2	9	11	2	9	11
大分	2	5	7	2	5	7
宮崎	2	6	8	2	6	8
鹿児島	14	—	14	14	—	14
合計	56	27	83	62	27	89

(2) 巡回指導対象事業者の選定順位

①九州運輸局により選定された事業者

- ・苦情等の情報があるが、監査対象事業者となっていない事業者
- ・その他巡回指導が必要と認められる事業者

②過去の事故歴・行政処分歴

③その他の選定順位は以下を考慮する

- ・貸切バス事業者安全性評価認定
- ・運輸安全マネジメント評価結果
- ・利用者等からの苦情
- ・ASV 車両の導入状況
- ・安全情報
- ・運輸局等との意見交換で判明した事項
- ・配置車両数等

3. 巡回指導の結果

(1) 事業者評価

- ・速報対象の違反は確認されていない。

※速報に該当する場合は以下の2つ

- ① 正当な理由なく巡回指導を拒否した場合
- ② 輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反で次のいずれか該当する場合
 - ア 運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
 - イ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ウ 運転者に対する指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
 - エ 整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、事業用自動車の定期点検整備を全く実施していない場合

(2) 主な違反内容

違反内容	指摘件数
点呼の実施及び記録、保存	58
運行指示書の作成、指示、携行、保存	51
乗務員台帳の作成、保存	31
運転者に対する指導監督の実施、記録、保存	29
特定の運転者に対する特別な指導	26
乗務等(運転日報)の記録、保存	25
運送引受書の作成、交付、保存	19
運行記録計による記録、保存	18
届出運賃の適正な収受(※2)	16

※1 すべての項目に対する指摘件数は別紙のとおり

※2 引受書に上限及び下限を記載していないものを含む

4. 運輸局との連携

- 毎月、センターと運輸局との連絡会議を開催し、巡回指導結果の共有、意見交換等を行うことにより、より効率的かつ効果的な巡回指導を行っている。
- 運輸局は、センターが行った巡回指導の結果に基づき、国の監査が必要と思われる事業者に対しては監査計画に反映し、是正が図られているかを確認する。

5. その他

- 昨年12月福岡で、西日本ブロックの各適正化事業機関(近畿・中国・四国・九州・沖縄)の連絡会議を幹事機関として開催、各機関との情報共有を行った。今後も同様の会議を行う予定であり、参考にしながら運営に生かしていく。
- また、全国的に見ても負担金納付率も高く(完納)、労務・経理業務に関して、より効率的な管理を行っていると認識。